

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾の施設）</p> <p>第十九条 法第五十六条の二の二第一項の政令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。ただし、第四号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる施設にあつては、港湾施設であるものに限る。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 荷さばき施設</p> <p>六 八（略）</p> <p>九 廃棄物埋立護岸</p> <p>十 海浜（海岸管理者が設置する海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を除く。）</p> <p>十一 緑地及び広場</p> <p>（登録確認機関の登録の有効期間）</p> <p>第十九条の二 法第五十六条の二の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p>	<p>（港湾の施設）</p> <p>第十九条 法第五十六条の二の二の政令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。ただし、第四号から第七号までに掲げる施設にあつては、港湾施設であるものに限る。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 荷さばき施設（荷役機械にあつては、石油荷役機械に限る。）</p> <p>六 八（略）</p>

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十九条の三 法第五十六条の二十第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（特則）

第二十六条 次に掲げる法人については、第二条第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

一～五（略）

六 水先人会及び日本水先人会連合会

2～8（略）

（特則）

第二十六条 次に掲げる法人については、第二条第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

一～五（略）

2～8（略）

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）

改正案		現行	
名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)
防災街区計画整備組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	防災街区計画整備組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）
登記事項 (略)	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 広告の方法	登記事項 (略)	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 広告の方法
水先人会 日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）		

労働災害防止団体（ 中央労働災害防止協 会及び労働災害防止 協会）	労働災害防止団体法 （昭和三十九年法律 第百十八号）	
労働災害防止団体 （中央労働災害防止 協会及び労働災害 防止協会）	労働災害防止団体法 （昭和三十九年法律 第百十八号）	

改正案	現行
<p>（水先業務を行うことのできる船舶の範囲）</p> <p>第一条 水先法（以下「法」という。）<u>第四条第三項の表の第二号の下欄に規定する政令で定める船舶は、危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶をいう。以下同じ。）とし、同欄に規定する政令で定める総トン数は、五万トン（危険物積載船にあつては、二万トン）とする。</u></p> <p>2 法第四条第三項の表の第三号の下欄に規定する政令で定める総トン数は、<u>二万トンとする。</u></p> <p>（登録水先人養成施設等の登録の有効期間）</p> <p>第二条 <u>法第十六条第一項及び第三十一条第一項の政令で定める期間は、三年とする。</u></p> <p>（水先区の名称及び区域）</p> <p>第三条 <u>法第三十三条の水先区の名称及び区域は、別表第一のとおりとする。</u></p> <p>（強制水先の港及び水域の名称及び区域）</p>	<p>（水先区の名称及び区域）</p> <p>第一条 水先法（以下「法」という。）<u>第十一条第一項の水先区の名称及び区域は、別表第一のとおりとする。</u></p> <p>（強制水先の港及び水域の名称及び区域）</p>

第四条 法第三十五条第一項の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならぬ港及び水域の名称及び区域は、別表第二のとおりとする。

(強制水先の特例)

第五条 法第三十五条第二項の政令で定める港又は水域は、別表第二の港又は水域のうち次の表の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める水先人を乗り込ませなければならぬ船舶は、同欄に掲げる港又は水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる船舶（水先人を乗り込ませる場合と同以上の航行の安全が確保されているものとして国土交通省令で定める船舶の設備その他の事項に関する基準に適合するものを除く。）とする。

港又は水域	水先人を乗り込ませなければならぬ船舶
横浜川崎区	総トン数三千トン以上の船舶及び総トン数三千トン未満の危険物積載船
(略)	(略)

(職権の委任)

第六条 法第四十九条第一項及び第三項の規定により国土交通大臣の職権に属する事項並びに法第六十四条及び第六十九条第一項の規定により国

第二条 法第十三条第一項の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならぬ港及び水域の名称及び区域は、別表第二のとおりとする。

(強制水先の特例)

第三条 法第十三条第二項の政令で定める港又は水域は、別表第二の港又は水域のうち次の表の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める水先人を乗り込ませなければならぬ船舶は、同欄に掲げる港又は水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる船舶（水先人を乗り込ませる場合と同以上の航行の安全が確保されているものとして国土交通省令で定める船舶の設備その他の事項に関する基準に適合するものを除く。）とする。

港又は水域	水先人を乗り込ませなければならぬ船舶
横浜川崎区	総トン数三千トン以上の船舶及び総トン数三千トン未満の危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶をいう。以下同じ。）
(略)	(略)

(職権の委任)

第四条 法第二十一条の四第一項及び第三項並びに第二十五条の規定により国土交通大臣の職権に属する事項並びに法第二十九条第一項の規定に

土交通大臣の職権に属する事項であつて水先人会に関するものは、水先人会の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

別表第一（第三条関係）

水先区 の名称 (略)	区域 (略)

より国土交通大臣の職権に属する事項であつて水先人会に関するものは、水先人会の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

別表第一（第一条関係）

水先区 の名称 (略)	区域 (略)
東京水先区	小柴崎（北緯三十五度二十分五十七秒東経百三十九度三十八分三十七秒）から九十度三十一メートルの地点まで引いた線、同地点から九十四度十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（東京灯標（北緯三十五度三十三分五十八秒東経百三十九度四十九分四十一秒）から二百十三度五千五百四十メートルの地点（以下「イ地点」という。）から三百十度に引いた線、イ地点から百九十七度二十分三千五百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から横浜大黒防波堤東灯台（北緯三十五度二十七分二十四秒東経百三十九度四十二分二十五秒）まで引いた線、同地点から二百度二十分九千四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十一度四十分金沢木材ふ頭東（外）防波堤まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面、中ノ瀬航路（海上交通安全法施行令（昭和四十八年

	<p>東京湾水先区</p> <p>千葉県明鐘岬（北緯三十五度九分十七秒東經百三十九度四十九分三秒）から三百四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京浜港の区域に属する河川水面及び運河水面</p>
	<p>東京湾水先区</p> <p>政令第五号（別表第二に掲げる中ノ瀬航路をいう。以下同じ。）に属する海面並びに千葉灯標（北緯三十五度三十四分五秒東經百四十度二分四十五秒）から三百三度二十分に引いた線、同灯標から二百二十一度一万四千七百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から百六十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面を除く。 （並びに京浜港の区域に属する河川水面及び運河水面（東京灯標から百九十三度四十五分六千メートルの地点から三百十度に引いた線（以下「京浜境界線」という。）以北の部分に限る。）</p> <p>小柴崎から九十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十四度十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（東京灯標から二十五度三十分九千二百八十メートルの地点から二百二十五度二十分四千三百三十メートルの地点まで引いた線、東京東防波堤、東京東防波堤灯台（北緯三十五度三十六分四十三秒東經百三十九度四十九分四十一秒）からイ地点まで引いた線、同地点から三百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中ノ瀬航路に属する海面を除く。）並びに京浜港の区域に属する河川水面及び運河水面（京浜境界線以南の部分に限る</p>

<p>伊勢三河湾水先 区</p>	<p>(略)</p> <p>石鏡灯台(北緯三十四度二十六分四十秒東經百三十六度五十五分二十五秒)から九十度二万四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から大山三角点(北緯三十四度三十六分七秒東經</p>
----------------------	--

<p>伊良湖三河湾水先区</p>	<p>(略)</p> <p>愛知県鬼ヶ崎から名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台(北緯三十五度三十四秒東經百三十六度四十八分六秒)まで引いた線、同灯台から四日市港防波堤灯台(北緯三十四度五十六分四十四秒</p>	<p>横須賀水先区</p>	<p>千葉県明鐘岬(北緯三十五度九分十七秒東經百三十九度四十九分三秒)から三百四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面(東京灯標から二十五度三十分九千二百八十メートルの地点から二百二十五度二十分四千三百三十メートルの地点まで引いた線、東京東防波堤、東京東防波堤灯台からイ地点まで引いた線、同地点から百九十七度二十分三千五百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から横浜大黒防波堤東灯台まで引いた線、同灯台から二百度二十分九千四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十一度四十分金沢木材ふ頭東(外)防波堤まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに千葉灯標から三百三度二十分に引いた線、同灯標から二百二十一度一万四千七百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から百六十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面を除く。)</p>
------------------	--	---------------	---

	<p>百三十七度八分四十七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに衣浦港、名古屋港及び四日市港の区域に属する河川水面及び運河水面</p>
<p>(略)</p> <p>大阪湾水先区</p>	<p>(略)</p> <p>兵庫県堺川口左岸先端から百八十度六千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県鶴崎まで引いた線、同地点から同県潮崎までの陸岸、同地点から同県沼島三ヶ崎まで引いた線、同地点から九十度一万八千五百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から和歌山県田倉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並び</p>

<p>伊勢湾水先区</p>	<p>東経百三十六度三十九分四十七秒)まで引いた線、同灯台から百八十度四千八百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線、石鏡灯台(北緯三十四度二十六分四十秒東経百三十六度五十五分二十五秒)から九十度二万四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から大山三角点(北緯三十四度三十六分七秒東経百三十七度八分四十七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに衣浦港の区域に属する河川水面</p>
<p>(略)</p> <p>大阪湾水先区</p>	<p>(略)</p> <p>阪南港岸和田新東防波堤灯台(北緯三十四度二十九分二十四秒東経百三十五度二十二分十一秒)から四十五度二千七百メートルの地点から三百十度三千メートルの地点(以下「ロ地点」という。)まで引いた線、同地点、大阪南港南防波堤灯台(北緯三十四度三十七分四十二秒東経百三十五度二十三分二十二秒)、西宮防波堤東</p>

内海水先区	
兵庫県堺川口左岸突端、神戸港第一南防波堤灯	<p>に阪南港、大阪港、尼崎西宮芦屋港及び神戸港の区域に属する河川水面及び運河水面</p>

内海水先区	阪神水先区	
兵庫県堺川口左岸突端、神戸港第一南防波堤灯	<p>区域に属する河川水面及び運河水面</p>	<p>灯台（北緯三十四度四十分二十一秒東経百三十五度二十一分三十五秒）、神戸港第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分四秒東経百三十五度十五分十二秒）、神戸港第一南防波堤灯台（北緯三十四度三十九分五秒東経百三十五度十二分十六秒）及び兵庫県堺川口左岸突端を順次に結んだ線、同地点から百八十度六千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県鶴崎まで引いた線、同地点から同県潮崎までの陸岸、同地点から同県沼島三ヶ崎まで引いた線、同地点から九十度一万八千五百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から和歌山県田倉崎まで引いた線並びに同地点から阪南港岸和田新東防波堤灯台から四十五度二千七十七メートルの地点までの陸岸により囲まれた海面並びに阪南港の区域に属する河川水面</p>

(略)	(略)
<p>備考 この表における港の区域は、港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の定めるところによる。</p>	<p>台（北緯三十四度三十九分五秒東経百三十五度十二分十六秒）、神戸港第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分四秒東経百三十五度十五分十二秒）、西宮防波堤東灯台（北緯三十四度四十分二十一秒東経百三十五度二十一分三十五秒）、大阪南港南防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十二秒東経百三十五度二十三分二十二秒）、阪南港岸和田新東防波堤灯台（北緯三十四度二十九分二十四秒東経百三十五度二十二分十一秒）から四十五度二十七メートルの地点から三百十度三千メートルの地点、同県堺川口左岸突端から百八十度八千メートルの地点及び同県鷺崎を順次に結んだ線、同県潮崎から徳島県大磯崎まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県高島北西端を経て関崎まで引いた線、福岡県部埼から三百十度二千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から満珠島灯台（北緯三十三度五十九分四十一秒東経百三十一度一分三十六秒）まで引いた線、同灯台から六十二度三十分引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに水島港の区域に属する河川水面</p>

(略)	(略)
<p>備考 この表における港の区域は、港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の定めるところによる。</p>	<p>台、神戸港第七防波堤西灯台、西宮防波堤東灯台、大阪南港外港南防波堤灯台、口地点、八地点及び同県鷺崎を順次に結んだ線、同県潮崎から徳島県大磯崎まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県高島北西端を経て関崎まで引いた線、福岡県部埼から三百十度二千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から満珠島灯台（北緯三十三度五十九分四十一秒東経百三十一度一分三十六秒）まで引いた線、同灯台から六十二度三十分引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに水島港の区域に属する河川水面</p>

別表第二（第四条、第五条関係）

港又は水域の名称	区域
横浜川崎区	神奈川県多摩運河浮島橋、川崎北防波堤、同防波堤東端から東扇島北東端まで引いた線、同島北西端から扇島北東端まで引いた線、同島南西端から横浜大黒防波堤東灯台（北緯三十五度一十七分二十四秒東経百三十九度四十二分二十五秒）まで引いた線、横浜大黒防波堤、同防波堤西端から横浜本牧防波堤灯台（北緯三十五度一十六分三十六秒東経百三十九度四十一分二十一秒）まで引いた線、横浜本牧防波堤、同防波堤開口部を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、これに接続する各河川最下流橋下流の河川水面並びにこれらの海面及び河川水面に接続する各運河水面

備考 この表における港の区域は、港則法施行令の定めるところによる。

別表第二（第一条、第三条関係）

港又は水域の名称	区域
横浜川崎区	神奈川県多摩運河浮島橋、川崎北防波堤、同防波堤東端から東扇島北東端まで引いた線、同島北西端から扇島北東端まで引いた線、同島南西端から横浜大黒防波堤東灯台まで引いた線、横浜大黒防波堤、同防波堤西端から横浜本牧防波堤灯台（北緯三十五度二十六分三十六秒東経百三十九度四十一分二十一秒）まで引いた線、横浜本牧防波堤、同防波堤開口部を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、これに接続する各河川最下流橋下流の河川水面並びにこれらの海面及び河川水面に接続する各運河水面

備考 この表における港の区域は、港則法施行令の定めるところによる。

改 正 案	現 行
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に關する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業会議所、総合研究開発機構、地方議会議員共済会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、都道府県農業会議、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水</p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に關する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業会議所、総合研究開発機構、地方議会議員共済会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、都道府県農業会議、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水</p>

道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。